## 保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表(食物アレルギー・アナフィラキシー) 緊電話:

	前 男・女年月日生(歳 ※この生活管理指導表は、保育所の生活において特別な配慮や管理が必要となっ		
	病型・治療	保育所での生活上の留意点	記載日
アナフ・	A. 食物アレルギー病型  1. 食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎  2. 即時型  3. その他 (新生児・乳児消化管アレルギー・口腔アレルギー症候群・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・その他 )  B. アナフィラキシー病型	A. 給食・離乳食 1. 管理不要 2. 管理必要 (管理内容については、病型・治療のC. 欄及び下記C. E欄を参照) B. アレルギー用調整粉乳 1. 不要 2. 必要 下記該当ミルクに〇、又は( ) 内に記入	年 月 日 医師名
ィラキシー	1. 食物 (原因: 2. その他 (医薬品・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・ ラテックスアレルギー・昆虫・動物のフケや毛)  C. 原因食品・除去根拠 該当る食品の番号に○をし、かつ《 》内に除去根拠を記載	<ul> <li>ミルフィーIP・ニューMA-1・MA-mi・ペプディエット・エレメンタルフォーミュラ その他( )</li> <li>C. 除去食品においてより厳しい除去 ド. 特記事項 (その他に特別な配慮や管理が )</li> </ul>	医療機関名
(あり・	1. 鶏卵       《 》         2. 牛乳・乳製品       《 》         3. 小麦       《 》         4. ソバ       《 》         5. ピーナッツ       《 》         2. 株の上の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の	病型・治療のC.欄で除去の際に、より厳しい 除去が必要となるもののみに○をつける ※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用 した料理については、給食対応が困難となる 場合があります。	電話
なし	6. 大豆 《 》 ③IgE抗体等検査結果陽性 7. ゴマ 《 》 ( 4未摂取 8. ナッツ類* 《 》 (すべて・クルミ・カシューナッツ・アーモンド・ ) 9. 甲殻類* 《 》 (すべて・エビ・カニ・ ) 10. 軟体類・貝類* 《 》 (すべて・イカ・タコ・ホタテ・アサリ・ )	1. 鶏卵:       卵殻カルシウム         2. 牛乳・乳製品:       乳糖         3. 小麦:       醤油・酢・麦茶         6. 大豆:       大豆油・醤油・味噌	
	11. 魚卵*       (       )       (すべて・イクラ・タラコ・)         12. 魚類*       (       )       (すべて・サバ・サケ・)         13. 肉類*       (       )       (鶏肉・牛肉・豚肉・)         14. 果物類*       (       )       (キウイ・バナナ・)         15. その他       (       )       (	7. ゴマ: ゴマ油 12. 魚類: かつおだし・いりこだし 13. 肉類: エキス  D. 食物・食材を扱う活動	

- ●保育所における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を保育所の職員及び消防機関・医療機関等と共有することに同意しますか。
  - 同意する
  - 同意しない

「\*は()内の該当する項目に○をするか具体的に記載すること」

D. 緊急時に備えた処方薬

3. その他(

1. 内服薬 (抗ヒスタミン薬、ステロイド薬)

2. アドレナリン自己注射薬「エピペン®」

保護者氏名

1. 管理不要

4. その他

2. 原因食材を教材とする活動の制限(

3. 調理活動時の制限 (